

改正著作権法第35条が、4月28日から運用開始され、大学の「授業」において「公衆送信」が著作権者の許諾確認を経ることなく利用可能となる。しかし、それは著作物を無限に、只で利用できることを意味してはおらず、ルールに従った利用が求められ、大学はその使用において補償金を支払う必要がある。2020年度は、特例として、これが無料となるが、2021年度からは有料となる。以下に幾つかの注意点を列記する。

・「引用」について： 著作物の利用が「引用」である場合、「授業」でない場合でも許諾なく利用できる。ただし「引用」と扱われるためには、利用者の著作物が（主として）存在し、それに対する他者の著作物が（従として）引用される場合であり、「引用」部分が明確に区別できること、全く改変されないこと、引用元が明記されていることなどの条件を満たすことが必要である。

・「授業」について： 著作権法における特例は、大学などにおける「授業」に適用されるものであり、講演会などには適用されない。「授業」は、基本、限定された受講者のみができるような形態である。「授業」として作成した動画でも、それをオープンキャンパスやSD・FDで利用すると、本法律の適用外となるので注意が必要である。「授業」の適用となるか否かについては、「改正著作権法第35条運用指針策定に関する論点整理（著作物の教育利用に関する関係者フォーラム、2020年1月）」に詳しく解説されている。 <https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/rontenseiri.pdf>

・「授業」の形態について： 「公衆送信」を含む授業の形態にはいろいろあるが、今回のコロナ感染防止におけるケースでは、「スタジオから学生に対して双方向のライブで授業を実施する場合」、「スタジオにおいて授業を録画し、それをオンデマンド形式で配信、受講出来るようにする場合」が主であり、両者の扱いは同じである。

・「公衆送信」可能な資料： 原則、著作権者の権利を大きく害さないことが条件で、本1冊や章丸ごとの送信はしてはならない。語学の教科書、国家試験の参考書、付属の音声データ・ソフトウェアなどは、法改正後でも個別の許諾確認が必要である。

・海外の著作物： 本制度には「学術著作権協会」が関わっており、この団体は海外の35か国の著作権団体と提携しているため、海外の著作物についても本制度が適用される見込みである。ただし、全ての著作物を網羅しているわけではないので、著作物管理 著作物検索/一覧（学術著作権協会）でISSN等を用いて検索して確認すべきである。 <https://sys.jaacc.org/consumer/product/>

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）のFAQs

<https://sartras.or.jp/faqs/>